

令和2年度 第1回

恵庭市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和2年7月21日(火) 16時30分開会
恵庭市役所 3階 301・302会議室

令和2年度 第1回 恵庭市国民健康保険運営協議会

1. 日時

令和2年7月21日（火） 16時30分～17時15分

2. 会場

恵庭市役所 3階 301・302会議室（恵庭市京町1番地）

3. 出席者

【運営協議会委員】（9名出席）

（1）公益代表

市川 慎二（会長）、生本 富士代（会長代行）、新岡 知恵

（2）被保険者代表

神田 美佐子、大貫 司

（3）保険医又は薬剤師代表

平中 良治、貝嶋 光信、島田 直樹

（4）被用者保険等保険者代表

鈴木 篤

【事務局（恵庭市）】

副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、債権管理課長、各担当主査・主事

4. 議事録署名委員

神田 美佐子（被保険者代表）、大貫 司（被保険者代表）

5. 審議事項

議案第1号「令和元年度国民健康保険特別会計決算」について

6. その他

報告説明

- ① 令和2年度 国民健康保険特別会計の予算執行状況について
- ② コロナウイルス感染症の影響による国保税減免について
- ③ コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金について
- ④ 脳ドック事業について
- ⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

7. 閉会

1. 開会

○保健福祉部次長の進行により開会

委員の皆様には、何かとご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。
ただいまより、国民健康保険運営協議会を開催いたします。

2. 委嘱状交付

○副市長より新たに委員となった鈴木委員に委嘱状交付

3. 副市長挨拶

○北越副市長

国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から市政全般及び国民健康保険事業に対しまして、ご理解とご協力を頂いておりますことを、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の運営協議会の議案は、国民健康保険特別会計における「令和元年度決算」となっております。決算の状況であります。北海道より示された標準保険税率を参考に税率の見直しを行った効果等もあり、単年度黒字収支となりました。これにより、平成24年度より続いております累積赤字も縮減されたところであります。

また、昨今のコロナウイルス感染症の影響による新たな取り扱いとして、国保税減免制度や傷病手当金につきましても国の基準により実施しているところであり、本日はこれらの状況をご説明申し上げ、皆様より忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

最後になりますが、本市の国保会計は累積赤字を有しており、厳しい財政状況に変わりはありませんが、引き続き委員皆様のご理解ご協力のほどをよろしく願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

4. 会長挨拶

○市川会長

国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。本日の議題は、「令和元年度 恵庭市国民健康保険特別会計決算について」でございます。令和元年度決算におきましては税率を見直した効果もあり、単年度黒字収支となっておりますが、依然として累積赤字があるため、繰上充用にて補填をしているところです。決算状況の詳細につきましては、後ほど事務局より報告がありますので、委員各位の慎重な協議をお願いいたしますとともに、本日の議事運営について、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会

の挨拶とさせていただきます。

○保健福祉部次長

それでは、これ以降の進行は、運営協議会規則第 5 条の規定により、議長は会長が行うこととなっております。会長、よろしくお願いいたします。

5. 議事録署名委員の選出

○市川会長

それでは、恵庭市国民健康保険運営協議会第 11 条の規定により、議事録署名委員 2 名を置くことになっております。議事録署名委員は、私からご指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

ありがとうございます、それでは指名させていただきます。神田委員、大貫委員を議事録署名委員に決定します、よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第 1 号『令和元年度 恵庭市国民健康保険特別会計決算』について事務局より説明を願います。

6. 議案審議 議案第 1 号 令和元年度 恵庭市国民健康保険特別会計決算

○国保医療課管理担当主査より報告

それではお手元にあります、議案の 1 ページ目、A3 サイズの議案第 1 号「令和元年度恵庭市国民健康保険特別会計決算」についてご説明いたします。なお次ページの「参考資料①決算の（概要版）」には制度の解説も記載されておりますので、併せてご確認ください。また、説明は主な科目についてとさせていただきますので、金額の詳細等は資料にてご確認ください。

初めに、左側の歳入についてご説明いたします。まず、『国保税』ですが、これは右の歳出にあります『納付金』及び『保健事業費』が、主にこの国保税で賄うこととなります。収支状況ですが、国や道からの交付金の清算が必要となったことに伴い、4,474 万 9 千円の増額補正を行った結果、予算現額に対して 289 万円の歳入増となりました。

収納状況については 3 ページをご覧ください。こちらの表は令和元年度における国保税の収納実績を表したものです。表の見方としましては、上段の予算額や調定額と記されている列が「区分」、左側の医療、介護、後期に分類された列が「税目」となります。まず、「区分」の中程少し右に「収納率」と記してある欄をご覧ください。令和元年度に課税された現年分ですが、この現年合計収納率は前年の 96.14%から 96.30%と 0.16 ポイント上昇しております。続きまして、令和元年度より前に課税され、翌年以降に繰越されたものは滞納繰越、略して滞繰と記されていますが、この滞繰合計収納率は前年の 24.40%から 23.57%に 0.83 ポイント減少しております。これら現年分

と滞繰分を合計した現滞合計収納率は前年の 82.60%から 85.26%と 2.66 ポイント上昇しております。道内の収納状況ですが、平成 30 年度の状況では全道平均が現年 95.16%、滞繰 22.03%となっておりますので、本市の現年、滞繰ともに全道平均を上回っており、良好な成績をおさめております。以上の結果から、国保税の収入に関して総括いたしますと、税率改正により必要歳入が確保され、徴収対策も適切に行われたことにより、当初予算を上回る収入となりました。

資料 1 ページにお戻り下さい。次に、『道支出金』の特別交付金ですが、補正予算の状況は、歳出側でございます「前年度繰上充用金」にて平成 30 年度決算における赤字分を充当したものの他、制度改正に伴うシステム改修における国や道が負担する補助金等、合計で 1 億 7,719 万 2 千円の増額補正を行いました。また、令和元年度より新たに人件費や委託費等の交付金を申請したことにより、道繰入金においては予算比 2,428 万 9 千円の歳入増となりました。次に、『繰入金』ですが、繰入金は一般会計から国保特別会計に繰り入れるものであり、低所得者に対する国保税法定軽減分の補填に代表される法定分と市が行う保健事業等に係る任意分に分かれております。こちらは、先程の『道支出金』にてご説明しました交付金の歳入が増加したことにより、主に事務費に係る一般会計負担分が減額されたことから、予算比△1,077 万円となりました。以上、主な歳入科目についての説明となります。これにより、歳入合計は最終予算額 69 億 417 万 4 千円に対して、決算額は 65 億 9,303 万 2,763 円となり、最終予算額に対する不足額は 3 億 1,114 万 1,237 円となりました。

続きまして、右側の歳出の主な項目についてご説明いたします。まず、右側中段に記してあります『納付金』ですが、これは北海道より示された仮係数による予算編成であったため、確定係数後の納付金額に合わせて流用により対応しておりますが、支出金額は予算内での執行となっております。次に、『保健事業』ですが、健康づくり推進費は、脳ドック助成対象者が減少傾向であるため、予算現額に対する不用額は 825 万円となりました。また、特定健康診査等事業費の特定健診については、前年より受診者数が 112 名増加し、健診受診率は請求ベースで 31.13%となり、前年比 1.41 ポイント上昇しました。次に、『諸支出金』ですが、こちらは、昨年実施されました会計検査院の实地調査により平成 30 年度以前に交付を受けた特別調整交付金の修正申告を行いましたので、これにより償還金 4,474 万 9 千円を増額補正し、支出しております。次に、「前年度繰上充用金」ですが、こちらは平成 30 年度決算における当市国保会計の累積赤字額であり、1 億 7,305 万円を繰上充用金として補正予算措置いたしました。以上、歳出合計額は最終予算額 69 億 417 万 4 千円に対して、決算額は 67 億 2,210 万 8,524 円となり、1 億 8,206 万 5,476 円の執行残となりました。

以上の結果、累積赤字を除く単年度収支は 4,397 万 4,212 円の単年度黒字となり、累積赤字を含めた決算収支は△1 億 2,907 万 5,761 円となります。

簡単に総括しますと、歳出側の大部分を占めております保険給付費については、国

保制度改革により、ほぼ全額が北海道より交付されておりますので、収支に対する影響はありませんでした。歳入側では税率改正の効果もあり、予算額以上の国保税歳入が確保できたことから、単年度黒字の確保と累積赤字の縮減が図られました。

なお、国保特別会計全体における赤字分につきましては、令和2年度予算に同額の繰上充用金を補正予算として計上し処理したところであります。

以上、令和元年度国民健康保険特別会計決算について、ご説明申し上げましたが、ご審議いただきますようお願いいたします。

○市川会長

ただいま、事務局から議案第1号についての説明がございましたが、質疑はございませんか。

<質疑なし>

質疑がなければ議案第1号「令和元年度国民健康保険特別会計決算」は承認いたたくということよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは議案第1号は承認されました。

7. その他

○国保医療課長

① 令和2年度 国民健康保険特別会計の予算執行状況について

国保制度改革により歳出の大部分を占める保険給付費は、年度内に北海道からほぼ同額が交付されることから、歳入側の国保税収入を予測する事で、令和2年度の決算見込を予測することが出来ます。その他資料でお示ししておりますのは、6月に行いました当初賦課調定額に推定収納率を乗じる事により、令和2年度の税収見込を予測したものとなります。

表の下段、現年課税分の行をご覧ください。当初調定額である12億3,661万8千円に推定収納率95.88%を乗じた11億8,564万3千円が現年課税分の収入見込み額となります。当初予算額の11億185万8千円の約107%が見込まれ、予算との差額は8,378万5千円と見込まれます。被保険者数や一人あたり所得の状況や被保険者数の増加により、約6%の上ブレが生じたものと考えます。滞納繰越分につきましては、調定額の変動から当初予算と比較して360万3千円程度の増加となり、4,119万6千円が見込まれます。総計では、当初予算の107%の歳入が見込まれ、8,738万8千円の増額が見込まれる結果となりました。現時点では保険給付費およびこれに対する北海道の交付金を除けば、国保税以外に予算額と大きく異なる歳入、歳出は無く、国保会計の収支として+8,700万円程度が見込まれると考えております。

② コロナウイルス感染症の影響による国保税減免について

国より「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援」が示されたことから同減免制度を開始しておりますので内容を報告します。

項目1の減免の対象及び減免額であります。新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方は保険税の全額が免除されます。また、感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べ3割以上の減少が見込まれる世帯の方は、2割から10割の減免を受けることができます。

項目2の減免の対象となる保険税であります。令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものであります。

項目3の申請の状況であります。新型コロナウイルス関連情報ホームページや広報誌にて周知するとともに商工会議所にも周知協力をして頂き、6月末現在で208件の申請を受け付け、総額2,620万6千円の減免を行ったところです。詳細につきましては、裏面に厚生労働省の周知リーフレットをお示ししますので、後程ご確認願います。

本日は被保険者代表の委員にもご出席いただいておりますが、まだ、この減免制度をご存じない方などがいらっしゃいましたら、是非、お伝えいただき、ご活用下さいますようお願いいたします。

③ コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金について

国の新型コロナウイルス感染症対策本部は令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策・第2弾」において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」とこといたしました。これを受けて本市及び北海道後期高齢者医療広域連合では、各々の条例を改正し傷病手当金の支給を5月8日より実施しているところです。

支給内容については資料に記載の通りです。現在のところ、国民健康保険において、本制度の概要に関する問い合わせが4件程度ございました。今後もきめ細かな対応を図って参る所存です。

○国保医療課給付担当主査

④ 脳ドック事業について

はじめに、令和元年度第3回運営協議会の中で、税率上昇を抑制するための事業について、事務局からご説明させていただいており、委員の皆様からもご意見を頂

いているところであります。本日はそのご意見をもとに本運営協議会で脳ドック事業の見直し案についてお示しさせていただきます。

それでは、資料をご覧ください。まず、見直しの目的についてですが、国保税負担分の軽減が目的であります。次に、見直し案についてですが、前回開催の運営協議会で、事務局から検査周期について委員の皆様にご意見を求め、脳ドック検査の周期について若年層は3年、高齢者は2年に1回が適当とのご意見、また連続受診者を減らし、より多くの方を検査させる方法が効果的であるとのご意見から、本日、令和3年度以降の見直し案についてお示しさせていただきます。

次に、現行の事業体制についてですが、業務目的、事業計画は記載のとおりであり、市データヘルス計画に基づき事業を実施しているところであります。また対象者、受付回数、助成額、検査効果、定員数についても、記載のとおりとなっております。検査周期については「1年に1回」、検査料金の助成も検査周期にあわせ「1年に1回」としており、毎年検査を受けられる方へ、毎年検査料金の助成を行っているところであります。

次に、見直し案についてですが、事務局案として、検査周期を2年に1回とし、検査料金の助成も検査周期にあわせ2年に1回とします。検査周期の見直しにより、結果国保税負担分の軽減につながります。次に、定員数であります検査周期の見直しにより、定員数を半減することとし、応募者が定員数を超えた場合には、次年度の予約申し込み優先者とします。次に、助成額についてですが、現在、助成額の改定に向け、他市の助成状況を鑑み検討していきたいと考えております。次に、実施時期についてですが、令和2年度中に検査を受けた者から対象とし、令和2年度中に検査を受けた者は、令和3年度の助成対象外として取り扱うこととします。以降、2年に1回の助成として事業を行って参ります。次に、見直しに伴う市民周知についてですが令和2年度の申込者及び受診済者への対応として、取り扱い変更となる旨のお知らせを個別に通知します。国保被保険者及び後期高齢者医療制度の全対象者への対応として、広報誌での周知及び事業の追加実施を行います。

以上、事務局の見直し案について私からご説明させていただきました。なお、見直し内容については、委員の皆様からのご意見を参考に作成いたしましたことを併せてお伝えさせていただきます。

○国保医療課長

⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

項目1の一体的実施の経緯であります。日本の医療保険制度においては、75歳に到達すると、国民健康保険制度等から、後期高齢者医療制度に異動することから、保健事業の実施主体についても後期高齢者医療広域連合に移ることとなり、両制度下での保健事業が適切に継続されてこなかったといった課題が見られました。また、

高齢者は複数の慢性疾患に加え、フレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しておりますが、高齢者保健事業は広域連合が主体となって実施し、介護予防の取組は市町村が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていないという課題もありました。このような課題について、市町村は、介護保険や国民健康保険の保険者であるため保健事業や介護予防についてもノウハウを有していること等から、高齢者に対して、きめ細かな保健事業を進めるため、個々の事業については市町村が実施できるように健康保険法の改正が行われました。

項目2の一体的実施の概要であります。市町村は北海道後期高齢者医療広域連合より「一体的実施事業」を受託し、高齢者の保健事業、国保被保険者の保健事業、介護予防事業を一体的に実施します。事業に係る経費は広域連合より委託料として支払われます。詳細につきましては、添付しております厚生労働省の資料を用いてご説明いたします。

資料11ページをご覧ください。平成20年度に後期高齢者医療制度が施行されてからの経緯が記されております。平成28年度の「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」でフレイル対策の推進が示され、国のワーキンググループで検討が開始されました。平成30年度より「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議」が行われ、令和元年10月に一体的実施の指針となる「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」が改定されました。その後、事業実施に係る財政面が具体化された「国の特別調整交付金交付基準」が発出され、令和2年3月末に北海道後期高齢者医療広域連合より実施要綱が制定されました。この様に広域連合の実施要綱が示されたのは、年度末であり既に予算編成も終了していたため、一体的実施に対する組織体制はもとより、予算要求も行うことが出来ませんでした。本市においては、組織体制は現行体制のままとし、予算要求は補正予算にて対応する予定であります。11ページ下には「現状と課題」のイメージ図が記されております。「国保の保健事業」と「後期高齢者広域連合の保健事業」と「介護保険の介護予防」が個別に実施されている状況となっております。12ページ下には「一体的実施」のイメージ図が記されております。市は図の右上、①に記されております様に、保健師等の有資格者を「医療専門職」として配置し、図の左隣②、③に記されております医療機関の受診データ、健診データ、介護サービス利用データ等の分析を行います。分析データからフレイルの恐れのある高齢者に対する支援策を立案し、保健事業と介護予防の事業を一体的に実施します。実施に当たっては、⑦に記されている通いの場等に医療専門職が積極的に関与します。本市の場合、「みなみ」「ひがし」「きた」「中島・恵み野」の4つの生活圏域がありますので、このそれぞれに対して医療専門職が関与することとなります。具体的には、⑩に記してあるように、既に生活圏域ごとに多数存在する通いの場等に、医療専門職が保健医療の視点からの支

援を行ってまいります。資料下に記してあるように、国は2024年までに全ての市区町村において一体的実施が展開されることを期待しています。16ページ下の左側は「企画・調整等を担当する医療専門職」に対する委託事業費についてです。記載しております業務を行った場合、1名分の580万円が委託事業費として交付されます。右側は「地域を担当する医療専門職」に対する委託事業費についてです。記載しております業務を行った場合、日常生活圏域ごとに人件費350万円、その他経費50万円が委託事業費として交付されます。本市の場合、4生活圏域でありますので、最大で1,600万円となります。両者合わせて、本市の場合最大で2,180万円の委託事業費となります。令和2年度は、実際に行った事業に応じて委託事業費が支払われます。以後は参考資料となりますので、後程ご確認願います。以上、一体的実施の概要となります。

項目3の現在の取組状況であります。令和元年度中は情報収集、部内勉強会開催、受託に向けた検討会等を実施いたしました。広域連合の実施要綱が示されたのが年度末であったことから、実施体制の構築や予算要求は行うことが出来ませんでした。令和2年5月20日に保健福祉部次長以下で組織いたしました、「恵庭市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進会議」を設置いたしました。令和2年7月13日に、北海道後期高齢者医療広域連合に「一体的実施方針」および「実施計画」を提出いたしました。

項目4のその他であります。国や広域連合からの通知が遅れたことから、令和2年度における一体的実施、実施市は道内で8市だけとなっております。また、本市は令和2年度一体的実施に対して、現状の組織体制で出来得る範囲で行う方針としているものの、担当者が積極的に取組んでいる体制が評価され、北海道のモデル市町村として広域連合および、「みずほ情報総研(株)」より支援を受けることとなりました。

○市川会長

ただいま、事務局からその他資料①から⑤についての説明がございましたが、質疑はございませんか。

○平中委員

脳ドックについて、前回の協議会で若年層は3年に1回、高齢者は2年に1回との提案があったと思いますが、今回の事務局案は若年層、高齢者一律で2年に1回ということでしょうか。また、将来的に若年層を3年に1回に変更するという考えはあるのでしょうか。

○国保医療課長

契約事務や募集事務は国保、後期をまとめて一括で行っております。また、国保といっても 65 歳以上の前期高齢者が半数を占めていることから、現時点で若年層と高齢者で募集要件を変える予定はございません。

○平中委員

介護予防の一体的実施について、令和 3 年度から実施するというのでしょうか。また、専門職の雇用も新たに考えているということでしょうか。

○国保医療課長

この事業は令和 2 年度よりすでに実施しております。但し、予算要求については 9 月の議会にて提出する予定であり、人員体制も実施しながらの検討としていることから、現時点で出来る範囲での事業実施となっております。なお、専門職については元々国保や介護の保健指導、介護予防を担当している職員がおりますので、それらのノウハウを活かしながら限られた人員ではありますが対応していくことを想定しております。

○新岡委員

脳ドックについて、助成額は検討中とのことですが、近隣市の状況がわかればご説明ください。

○国保医療課給付担当主査

石狩管内ですと江別市が同様の事業を実施しており、助成額が約 1 万 4 千円となっております。当市は現行 1 万 6 千円となっておりますので、それらも踏まえて検討してまいります。また、道内において同事業を実施していない市町村もあるので、現在各市町村の実施状況を確認しているところでございます。

○新岡委員

介護予防の一体的実施について、モデル市町村に選ばれたことで具体的にどのような支援等があるのでしょうか。

○国保医療課長

みずほ情報総研という業者と提携して、有識者の方をお連れいただき、実施計画等の提言をいただいております。また、同事業を実施していくにあたって、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力も必要となりますので、この場をお借りしてお願い申し上げます。

○市川会長

他に、皆様からの質疑をお受けいたします。

<質疑なし>

他になければ、以上をもちまして本日の審議を終了させていただきたいと思います。委員各位の慎重なご協議と議事運営に対するご協力に対し、感謝申し上げます。ありがとうございました。